

司法改革時代の英國および日本の法専門職教育

—法学者と法美術家の協働—

卷之三

ノルム・ジャー（日本三ツ大学高等法学研究所所長・ウルフ卿記念法学教育講座教授）
紙谷雅子（学習院大学大学院法務研究科教授）

● 宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授・臨床法学教育研究所所長）
特別参加

●コードイネーター(司会)
須綱隆夫(星稲田大学医学部教養部科幹事・准教授)

云々 猪瀬 リークショップの第2部のパネル・ディスカッションを始めたいと思い
ます。パネリストは、先ほど基調講演をい
ただきましたシャー先生と紙谷先生に加え
まして、早稲田大学法科大学院で家事法の
クリニックを担当されています梶村先生、
それから同じく早稲田大学法科大学院で外
国人法クリニックを担当されています宮川
先生に加わっていただいております。そし
てさらに、昨日の比較法研究所の創立50
周年記念講演会で基調報告をいただきまし
たイギリス高等法院の裁判官であり、現在
国際刑事裁判所裁判官でもあるフルフォー
ド裁判官に特別参加をしていただいており
ます。フルフォード裁判官は、1998年に
イギリスの人権法が成立したときに、裁判
官や弁護士に対する人権法の教育に携わら
れたと聞いておりまして、裁判官の立場か
このパネル・ディスカッションでは、3
つの柱で議論してみようと考えております。
まず1つ目の柱としては、日本のリー
ガル・クリニック教育の中で研究者と実務
者がどのように協働しているのかについ
て、宮川先生と梶村先生から、それぞれの
経験をご紹介いただき、それに対して他
のパネリストの方から質疑をしていただ
くということを考えております。

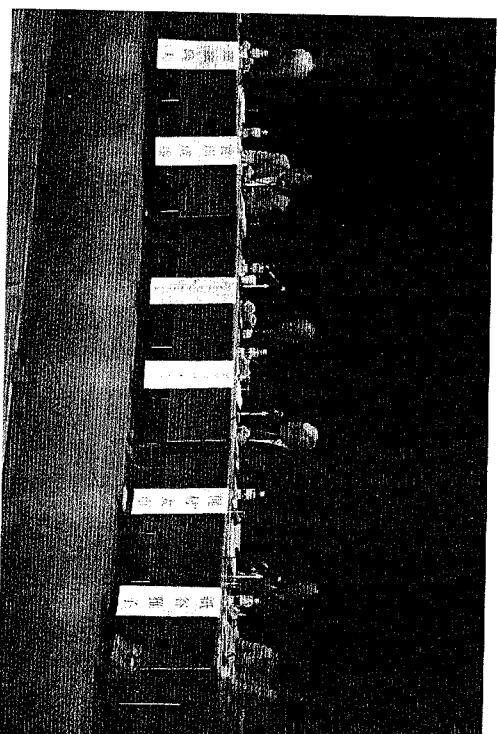
それから2つ目の柱としては、先ほどの
シャー先生のご報告の中にもありました
が、イギリスのウォーリック大学で行わ
れているクリニック・プログラム、これ
は1970年代から開始されていると先ほど
ご紹介がありましたけれども、これについ
てもう少し詳しく、いくつかの観点からア

す。ログラムの内容を明らかにしたいと思いま
す。そして、実務家と研究者の協働というと、
このクリニック教育が1つの協働に適した
場になると考へられるわけですが、それども、
それに限らず、法曹養成教育全体について、
研究者と実務家の協働はどういう意味を
持っているのかということを第3の柱に設
定させていただきたいと思います。われわ
れは、実務と理論の架橋が必要であるとい
うことで、ここ数年努力を重ねてきたわけ
ですけれども、果たして本当に必要なのだ
ろうか、一体それは何のために意味がある
のだろうかというようなことについて、こ
の機会にもう一度原点に立ち返った議論を
したいと思います。
よろしいでしょうか。それでは早速第1
の柱、日本のリーガル・クリニックにおける
研究者と実務家の協働について、最初に
宮川先生からお話しいただけますか。
宮川 それでは私のほうから、早稲田大学
のリーガル・クリニックの教育の特徴につ
いて、ざつとお話を来て、そして私が実務
家教員と協働で担当しております外国人法
クリニックの実施の様子を報告させていた
だきたいと思います。
まず最初に、早稲田大学の臨床法学教育
の特徴について、特にリーガル・クリニック
の部門で重視している点を3つお話しし
ておきたいと思います。1つは、本日のワー
クショップのテーマと直接関係することで
すけれども、実務教育について実務家が教
えればいいんだというスタンスをとつてい
ないということが、早稲田大学の臨床法学
教育の特徴であるということが言えると思
います。例えば私の外国人法クリニックに

つきましても、研究者教員である私と、して実務家教員が客員教授という形で協して担当しております。ですから、早稲田大学の臨床教育の特徴の1つというのは、まさに研究者と実務者がペアを組んで担任することにより実務と理論の両方の視点を持った教育に留意しているということが、1の特徴と言えると思います。

そして、第2の特徴は、これも今日のワーキングアップのテーマと直接的に関係すると思いますけれども、今ある実務をこだすということで学生に教えるということではないということです。すなわち、実務が現にこうあるということを学生に伝えるということは、当然の前提ですが、それにかえて、実務はどうあるべきかという問題意識を持って現在の実務を考えるということを特徴としています。これがどれだけ実現しているかどうかはまた検証しなければいけません。

そして第3の早稲田の臨床教育の特徴あるいは目標としていることは、一種の大学附属の総合病院のよくな形のリーガル・クリニックを目指しているということです。大学の病院というのは決して通常の開業医で十分に対応できるような病気だけを扱うわけではなくて、まさに医学の先端的な知識、あるいは技術を用いなければなりません。大学の病院のリーガル・クリニックというものは、専門科目を持った病院といふのが、大学の総合病院と位置付けることができます。早稲田大学のリーガル・クリニックというのは、8種類か9種類ぐらいあります。来年はもう1つ増やして、障害法クリニックというのをつくるという話をしています。一般的の民事、あるいは刑事のクリニックだけではなくて、これからお



話していくにさすがに藤村先生のやつておられます家事法であるとか、あるいは労働法、あるいはジェンダー法、憲法のクリニックというのもありますし、そして知的財産法のクリニックもあります。

このように、専門法のクリニックというものを設置するということで、大学が持っている研究者の専門性、あるいは研究蓄積を活用し、大学でなければ、あるいは大学であればこそできる、より良い実務というものを目指そうとしています。もつとも、これがどれだけ実現しているかを検証しなければいけません。

法クリニックというものがどういう活動をしているのかについて、お話をしたいと思います。このクリニックで扱っておりませんことは、主に2つあります。1つは、難民申請者への法律サービスの提供です。もう1つは、いわゆるオーバーステイになっている人達への法律サービスの提供です。退去強制の対象になるはずの人たちでも、様々な理由から、人道的理由、あるいはもしくは難民ということになれば、送還先での迫害が待ち受けているということを理由に、退去強制が留保されることが考えられるわ

10. The following table summarizes the results of the study.

わるものについて調査をするといった実務をやっております。

また、裁判所に提出する陳述書の作成であるとか、法務省に難民申請者の申請書とともに提出する意見書の起案、あるいは法務大臣の難民不認定処分が出た場合、その不認定処分の取消を争う訴訟について、訴状の原案を学生が作成するといった事柄が活動の中身としてあります。

他にもオーパーステイの外国人についても、ほぼ同様に外国人依頼者に対しての聴き取りであるとか、あるいは陳述書の作成、

先ほどお話しになつた、臨床教育というものはソシオロジー・オブ・リーガル・プラクティス、つまり法実務の社会学という視点が必要であるという指摘があります。ソシオロジー・オブ・ロー、法社会学というのもうすでに學問として確立しておりますけれども、ソシオロジー・オブ・リーガル・プラクティス、つまり、法実務がどのような形で行われているのかということについて、システムティックな研究は学問的蓄積がまだ十分でないと思います。このソシオロジー・オブ・リーガル・

以上、3つの特徴をまとめると、研究者と実務家の協働、実務の改革を目指していること、そして、一般法分野だけではなくて、専門法分野にも意欲的な取り組みをしているということが、早稲田の臨床法学教育の特徴と言えると思います。

この2つの法律問題について、法科大学院の学生がどういうような実務をやっているかということについて、簡単に紹介させていただきます。

難民の場合、その外国人が法務省に難民の申請のための書類を用意しなければいけないわけです。自分がなぜ母国を逃げて日本に来たのか、なぜ他の国で生活できなかったのかなどを記入する必要があります。

このように外國人法クリニックの具体的な活動の中から、一般的に指摘されております臨床教育の2つの目的というものが十分に發揮されているのではないかと思ひます。今日は特にそれにプラスして、もう1つ重要な臨床教育の役割ということについて

プラティスという観点とも共通することだと思いますが、私の指摘したい3つの目
臨床法学教育の目的は、実務の実態に即し
た法理論研究であります。この研究目的と
いうのは、例えば難民法というような国際
法の新しい分野、あるいは外国人に対する
の差別についての司法審査基準など、様々
な理論的な課題がありますけれども、そ

すなわち、一般的に知られております歯科教育の目的といふのは、一つは歯科知識

以上が、1つは教育目的であります。言うまでもなく、法科大学院の先生に対する教養を深めること

の子王に対する教育の一環として臨床教育がなされています。そしてもう一つは、社会性を高めるための教育です。

社云リニヒ、つまり本業ですと、自らの
お金、資力では法律サービスを得られない

ような人たちに対してリーガル・サービスを提供するという社会サービス、あるいは

社会的貢献というのが、臨床教育の大きな目的であるというふうに一般的に言われて

おります。教育目的、そして社会サービス目的という2つの目的が一般的な臨床教育

の目的と言われております。それにプラスして、もう1つ重要な目的があると思いま

す。それは研究目的であろうと思います。先ほどのシャー先生のお話にあつた隨

床教育というものはソシオロジー・オブ・リーガル・プラクティスつまり社会法の

社会学という視点が必要であるという指摘が赤ります。ソビエト連邦のソシ

法社会学というのはもうすでに学問として

確立しておりますけれども、ソシオロジー・オブ・リーガル・プラクティス、つまり、

法業務がどのよきな形で行われているのか
ということについて、システムティックな

研究は学問的蓄積がまだ十分でないと思います。このソシオロジー・オブ・リーガル・

プラクティスという視点とも共通だと思いますが、私の指摘したい3つ目の

臨床法医学教育の目的は、実務の実態に即しを法理論研究であります。この研究目的と

うのは、例えば難民法というような国際法の新しい分野、あるいは外国人に対する

の差別についての司法審査基準など、様々
理論的な課題がありますね。それ

いった法領域について、実務の実態に即した理論構築を臨床法学教育に從事する研究者が担うことがあると思います。理論研究をしている研究者教員は、これまで実務家との接点が少なかったが故に、このような学問的な蓄積というのはそれほど多くはないと思います。

ですから、臨床法学教育は現代的課題を抱える法分野における理論の発展という研究目的にも資するということが言えると思います。さらには外国人法クリニックに関するわっていただいている実務家教員にとっても、その実務のあり方を改善・改革するという視点が当然に生まれてまいります。例えば外国人を依頼人としております外国人法クリニックの場合、特に言語の問題といふのが大変重要な問題としてあります。もちろん通訳を媒介として様々な事情聴取を行なうわけですが、その通訳をいかに有効に活用して法律サービスを行うのかということについては、システムティックな実務の考え方、あるいは理論というのはまだできていないと思います。あるいは外国人の依頼人を持つということは、ただ単に言語の問題だけではなく、その外国人依頼者の文化的な背景、それを十分に理解できるような感受性を持った法律家というものが必要であると思います。

このように、研究の側面については、理論研究だけでなく、実務研究によって実務家が現在の実務を改善していくという視点もまた生まれくることが、重要な臨床教育の目的だと思います。

最後にまとめさせていただきますと、臨床教育というのは、法科大学院における実務の導入というようなお話を、先ほど紙谷

先生のお話の中にもありましたけれども、もちろんそれに異論を唱えるわけではありませんが、導入だけではなく、まさに研究

研究をしている研究者教員は、これまで実務家との接点が少なかったが故に、このよいうは実務の改革ということと結びつくわけです。これは実務への導入だけではなくて、実務をいかに発展させていくかという出口につながるわけです。法律専門職には出口などありませんから、臨床法学教育は、既に法曹資格を持った法実務家の継続教育ということもつながる教育方法論であるといえるでしょう。臨床法学教育は実務の入口だけを担うのではなく、法曹の継続的な自己改革の態度を法科大学院の教育課程で養うものであるともいえます。

司会 宮川先生、どうもありがとうございました。

それでは次に、梶村先生に家事クリニックについてお話し頂きます。梶村先生は、30年以上裁判官として働いてこられました。梶村先生、よろしくお願ひいたします。

梶村 梶村であります。私のほうからは、まず家事クリニックの現状についてお話をし、次にその現状の中でどういうメリット、デメリットがあるのかということを中心にお話ししたいと思います。あと、理論と実務の架橋の問題については、いろいろ言いたいことがあるのですが、時間の関係で3番目のテーマのはうに回せていただき

ております。ですから一緒に法廷に行くこともあります。

学生ですかれども、これは毎年春学期、秋学期に募集しておりまして、かなり希望者が多いのですが、こちらの体制もあって、

大体6名から8名ぐらいしか採用できてしまいません。家事事件の特色からして、やはり依頼者が男性、女性いろいろなものですから、できれば学生のほうも男性の学生といえるでしょう。臨床法学教育は実務の入門だけを担うのではなく、法曹の継続的な自己改革の態度を法科大学院の教育課程で養うものであるともいえます。

実際の事件の集め方ですけれども、主としてインターネットの広報で募集しているということの他に、この大学近くの新聞の折り込みの中に募集することもあります。

大体クリニックに必要なケースは集まってまいりますが、一般的にこういうところに無料法律相談で来る事件というものは、あちこち回ってきて結構問題のあるケースが多いということとも確かであります。ですから、本當は教育用のケースとい

うのは実はあまり多くないということで困っていることもあります。

法律相談の申込みがありますと、クリニック事務所の女性事務員が、この方は法律家ではないのですが、大体事件の概要等を電話、あるいはインターネット等で聞きまして、A4のペーパー1枚の簡単なものに相談者の相談の内容を書いていただきま

す。大体法律相談は毎週木曜日の授業の日、これが月に2回ぐらいですね、それから月に1回ぐらい、土曜日の午後に相談日を入れます。相談日がいつかということはあらかじめ決まっています、その日の前に相談のケースは学生たちに知らされておりま

す。この研究者教員が2名おりまして、この研究者教員2名も弁護士登録はし

れた相談内容を見て、学生は予習をしてくる。例えば相談内容の書かれたペーパーを見れば、この事件は離婚を求めているようだとか、離婚でどういう点が問題となつているようだとか、このケースは離婚後の親権者の問題だとか、どうも面会交流を求める学生はあらかじめその問題について予習をしてまいります。学生は、ほとんど毎回欠席することなくまいります。

当日の法律相談は、大体1ケースについて1時間半ぐらい時間を設けております。クライアントと面談する部屋には、教員側は実務家教員が1人と研究者教員が少なくとも1人、それから通常は男女各1名ずつの相当の学生、そのほかにあと2名ぐらいいらっしゃる学生を認めております。大体1部屋でこちら側は6人ぐらいが通常ですかね。

まず、教員側からクライアントに対して、この相談手続の概要を説明いたします。主として学生が事情をこれから聞くことにすること、それから学生がここで聞いたことはすべて秘密が守られるということ、学生には守秘義務に違反した場合には罰則があるということも含めてちゃんと誓約書を取っているということなどをクライアントに説明いたします。そこでクライアントに対し、この手続でやることについて同意していただけますかということを聞きます。そして、同意をしていただけるのであれば、同意書に署名をいただきます。その署名をいただいてはじめて相談に入るということ

になります。担当教員は、これから学生がいろいろ聞きますけれども、どんなことでいろいろ話してください。学生が聞き足りないことは、われわれがこうやって近くにいますから、随時教員のほうから聞くこともありますけれども、ともかくできるだけ正直に話してください。そうしないと正しい答えが得られませんという形でお話しするわけですね。

いよいよ学生のほうから質問が始まります。大体30分ぐらいかけます。ほとんど90%は学生が聞くんですけども、ちょっと不足するところはわれわれ教員が聞くことがあります。それで大体事案の概要がわかりますと、とりあえずクライアントには、控え室に一旦下がって待つてもらいます。大体30分ぐらいかけて、このケースの解決方法はどういう方法があるんだろうか、法律上どこが問題なんだろうか、さらに継続して相談が必要なんだろうかといふようなことについて学生と相談をします。一定の結論が出来ますと、大体30分から40分かかるのですけれども、クライアントをもう一度部屋に招きまして、あなたのケースはこういうところが問題である、解決方法としてはこういう方法がある、場合によってはこの2人の弁護士、先生たちが事件を受任するということも考えられるケースだと説明します。あるいは、これはちょっと事件にはなりにくいので、あとはこういうふうにすべきだとか、そういう回答をします。これは主として学生のほうでやっています。われわれ教員はそれを聞いていて、不十分なところがあれば、それを補うという形でやっていき、あつという間に1時間半は過ぎてしまいます。大

体多くのケースでは2時間ぐらいかかることがあります。

以上が家庭クリニックの現状であります。まずクライアントからは、他の相談所にいろいろ行ったけれども、私の事件で2時間もかけてくれたのははじめてだと言われます。弁護士会に行つても30分で打ち切られてしまつて、自分の言うことを聞いてくれなかつたけれども、ここではよく聞いて、私は満足したというクライアントの方が非常に多いですね。それから、相談に対する答えも先生方が付いているから大丈夫だと思います、安心しましたとも言えます。つまり、クライアントは、非常に満足して帰るということです。ほとんどの人が感謝して帰るというのが実際であります。学生は学生で、いい経験をしましたと言ふ者が多い。果たして私は自分でクライアントに質問できるかどうかわからなかつたけれども、私の経験で自信がつきましたということですね。

それともう1つは、先ほどの紙谷先生の話にもあつたんですけれども、民事はやらると要件事実であります。要件事実というのは、私に言わせれば、そんなものは要するに骨皮筋衛門なんですね。要するに、あら骨の裸露りという批判があるくらいの問題がある。要件事実教育は必要なことですけれども、学生はいろいろ聞いていて、法修習生は入ることができんですよ。法科大学院の学生と司法修習生とどこが違うんだろうということで、われわれはいろいろ何か傍聴させてもらえないかといふことを頼んでいるのですが、どうも最高裁判所の一貫した方針があるみたいで、どこでそれを止めて、元の法律に連

のあるところへ引き戻すかという苦労をするくらいですからね。だから要するに、このクリニックに参加することで、当事者から事情を聞くというのがどういうことなのか、当事者は何に关心を持っているのか、法律なのか、そうでないのかということが非常によくわかるということですね。

それから、調停、審判は非讼事件であり、先ほどの紙谷先生の話にもありましたけれども、これには要件事実はありません。裁判所の職権で裁量ですかね。離婚とか親子関係不存在とか認知などの人事訴訟事件は要件事実がありますけれども、非讼事件である調停、審判は要件事実がないわけですね。ですから、そういうことも含めて学生が勉強できるということであります。

次にデメリットについてお話をします。教育のいいケースがなかなか選択できれないということのほかに、あとは先ほどの紙谷先生の話にもあつたんですけれども、調停、審判は非公開なんですね。家事事件はほとんど家庭裁判所なんですが、離婚とか親子関係不存在とか認知請求などの人訴訟事件は、3~4年前に家庭裁判所に移管され、家庭裁判所の法廷で行われますので、学生も傍聴できるのですが、調停と審判は非公開なんですね。ですから、学生を連れていって、シャー先生とフルフォード裁判官はどのような印象を持たれたでしょうか。イギリス側からの質問ないしコメントがあれば、ぜひいただきたいと思います。

これは、日本でもそうですが、クリニックという名前がついていても、その内容は非常に異なる場合が少なくありません。宮川先生と梶村先生のご報告をお聞きいただけて、シャー先生とフルフォード裁判官はどちら骨の裸露りという批判があるくらいの問題がある。要件事実教育は必要なことですけれども、学生はいろいろ聞いていて、法修習生は入ることができんですよ。法科大学院の学生と司法修習生とどこが違うんだろうということで、われわれはいろいろ何か傍聴させてもらえないかといふことを頼んでいるのですが、どうも最高裁判所の一貫した方針があるみたいで、どこでそれを止めて、元の法律に連

ん。

それから、もう1つ、これはある意味で基本的な問題かもしませんけれども、これは心掛け次第なのでですが、リーガル・クリニックにあまりに熱心な人は、つい司法試験の勉強が疎かになってしまふという問題があります。すなわち、司法試験の合格とわれわれのリーガル・クリニックの教育をどう結びつけるのか。逆に言いますと、司法試験は法科大学院の適正な教育の結果を反映できるような試験になっているのかという問い合わせもあると思います。とりえずこの辺で。

司会 ありがとうございます。ご説明いただきたいことまだたくさんありますけれども、先ほどの紙谷先生のご報告で、日本のクリニック教育のいわば概観が明らかにされたと思います。そして今の宮川先生と梶村先生のご報告によって、個々の具体的なクリニックがどういう内容のものであるかが、ある程度おわかりいただけたのではないかと思います。

ます。パリスターが試験に合格して、最終的な実務研修の最終段階に入った段階で助言を行ったり、弁護を行ったりということを下級審において認めているケースはございます。私の知識が欠けていたらシャー先生に補足していただきたいと思いませんが、それは非常に例外的なケースだと思いません。イギリスでやっているとすれば、その段階だけだと思います。それ以外にイギリスで学生が本物の事業を扱うというのは非常に珍しいので、そういう意味では日本リーガル・クリニックについて非常に興味を持って拝聴させていただいております。

何点か質問をさせていただいてよろしい

でしょう。臨床教育のプロセスの中で、

監督・指導が極めて重要な意味を持ってく

ると思うんです。学生の活動をどのように

監督・指導していくかということです。今、

家事事件についての臨床法学教育のご説明

がございまして、その際にも教員が同席な

さいいろいろなアドバイス、監督をなさる

ということでございませんけれども、外国人

法クリニックにおいても、やはり教員が指

導・監督するという体制になっているので

しょうか。

また、これに関連する質問として伺いた

いのは、学生が作成した書面にはいろいろ

あると思いますけれども、それを受け取つ

た裁判所や役所など、つまりその書面を

使って事件を処理する立場の方々からのか。

フィードバックは得ておられますでしょうか。

それから、実際に裁判ということになつ

た場合に学生のパフォーマンスが、十分な

ます。パリスターが試験に合格して、最終的な実務研修の最終段階に入った段階で助言を行ったり、弁護を行ったりということを下級審において認めているケースはございません。

私は、私の知識が欠けていたらシャー先生に補足していただきたいと思いませんが、それは非常に例外的なケースだと思いません。

イギリスでやっているとすれば、その段階だけだと思います。それ以外にイギリスで学生が本物の事業を扱うというのは非常に珍しいので、そういう意味では日本リーガル・クリニックについて非常に興味を持って拝聴させていただいております。

何点か質問をさせていただいてよろしい

でしょう。臨床教育のプロセスの中で、

監督・指導が極めて重要な意味を持ってく

ると思うんです。学生の活動をどのように

監督・指導していくかということです。今、

家事事件についての臨床法学教育のご説明

がございまして、その際にも教員が同席な

さいいろいろなアドバイス、監督をなさる

ということでございませんけれども、外国人

法クリニックにおいても、やはり教員が指

導・監督するという体制になっているので

しょうか。

また、これに関連する質問として伺いた

いのは、学生が作成した書面にはいろいろ

あると思いますけれども、それを受け取つ

た裁判所や役所など、つまりその書面を

使って事件を処理する立場の方々からのか。

フィードバックは得ておられますでしょうか。

それから、実際に裁判ということになつ

た場合に学生のパフォーマンスが、十分な

基準を満たしているかどうかということについてのフィードバックを司法のほうから得ておられるかということを伺いたいと思います。

質問させてください。家事法クリニックに関してなんですか、家事法クリニックで扱う事案の中には、ものすごくセンシティブなものがありますよね。感情的になるケースも多いのではないか。そこで伺いたいのは、依頼人は6~7人といふ人に囲まれていろんな質問を受けるわけですが、その際依頼人には非常にストレスがかかるんじゃないかということです。非常に話しにくい内容を6~7人の面前でしなければならない。これががライアントにとってかなり心理的な負担になっていないかということについて、研究はなされていなかったり、思っていることはまずないと思います。ただ、例外的に、数年前法律の改正がありまして、行政手続の中で異議の申立てがあった場合、参与員という制度ができるとして、難民問題について一定の知識、あるいはその分野の国際的な経験を持つている人たち、一般の民間人がその異議申立てについて聞くという手続が数年前できました。

その異議の手続の中で、参与員が質問を難民申請者に対する場所に、当然弁護士は同席できるわけですから、学生も同席させてくれるようにお願いしたことがあります。しかし、難民申請者の陳述部分は認められましたが、参与員による質疑部分は断られました。その点で私が一緒にクリニックを担当しております実務家教員の事務所に早稲田の法科大学院の学生がいるのですが最低2名、それから教員が2名、場合によつてはそのほか若干名の学生が立ち会うかもしれませんといふことは、最初のケースの募集中の際にそういう条件を提示しておきます。ですから、こういう条件でやるけれどもよろしいでしょうかという形で同意をいたしております。

それから、手続を開始するについて同意書に署名してもらつ際には、直前ですでの、学生がいるところで署名してもらいます。これまで学生の数が多すぎるということで、学生がいるところで署名してもらいます。

司会 これは最終的な責任は指導教員が負う。指導教員の名前で書類は作成され、学生は教員の履行補助者として仕事に当たつた。例えば当事者のすぐ前には担当の学

生2人だけです。教員はもう少し離れたところで聞いております。他の学生2名は他のことろで聞いております。ですから、心的負担にならないようにということは、当然私どもは注意しているつもりであります。

司会 当然の疑問だらうと思いますが、シャー先生いかがですか。このような日本

本のクリニックの内容をお聞きになつて、シャー先生が考へているクリニックと何か大きな違いがあるのか。もしくは先生が考へられておられるクリニックの1つの形であるというふうにお考へになるのか。簡単にそここについてコメントをいただければと思ひます。

今、シャー先生からその問題について、2番目の柱と一緒に議論したいというお返事でしたので、紙谷先生は、第1の柱について、何かコメントござりますか。

紙谷 ちょっとずれてしまふんですけれども、1つは宮川先生に。アメリカのクリニックは、先ほどのシャー先生のお話にもありました。が、1960年代、1970年代の貧困な人と、司法へのアクセスができない人に対するサービスが中心でスタートしていきました。今の外国人法クリニックの場合には、かなりその理念に沿っているんですけども、早稲田の場合には国際契約交渉の臨床科目や、知財クリニックとか、そういう意味ではクリニックの社会的なニーズがないところにクリニックをつくっているというのは、ちょっとリーガル・クリニックの理念とは矛盾しているのではないかという質問があります。

それから、榎村先生に。これは質問といふわけではないのですが、アメリカの判决

の中で、いわゆる州が課している司法試験ヒロースクールの教育とは目的が別だから、ということを書いているものが幾つか出ています。その辺について日本は司法試験ヒロースクール教育の目的が一緒だと考へているのですけれども、何かそのことにについてのコメントがあればと思います。

司会 それでは、宮川先生、榎村先生、順番にお願い致します。

宮川 まず、社会貢献という点について、早稲田のたくさんクリニックというのが、必ずしもそのすべて社会貢献モデルに合っていないのではないかという指摘だと思いますけれども、私は、早稲田のクリニックの全部がその社会貢献モデルに合う必要はないというふうに思っております。クリニック、臨床法学教育というものは、様々な形で発展するものですし、あるいは発達しなければいけないというふうに思っておりません。ですから、アメリカのスターの時点では社会的な貢献ということが重視されたとしても、臨床法教育という方法論であります。

紙谷 ちよつとずれてしまふんですけれども、1つは宮川先生に。アメリカのクリニックは、先ほどのシャー先生のお話にもありました。が、1960年代、1970年代の貧困な人と、司法へのアクセスができない人に対するサービスが中心でスタートしていきました。今の外国人法クリニックの場合には、かなりその理念に沿っているんですけども、早稲田の場合には国際契約交渉のクリニックがあつてもいいと思います。

その1つとして、早稲田ではもう既にシミュレーションという方法を使ってではありますけれども、国際契約交渉のクリニックがあります。また、基本的にはエクスターンシップのような形で行いますけれども、この秋にはもう1つ新しいクリニックをどうするかということが課題であります。私もよくわかりません。

司会 ありがとうございます。日本の臨床教育についての議論が続いたところで、今度は第2の柱に移りまして、先ほど

梶村 家事クリニックの場合は、お金のあら、というふうに思つておられます。例えば何億という遺産がある人の遺産分割をわれわれがやる必要がないわけで、それは自分で弁護士を選任しているのですけれども、何かそのことにやつてくださいといつて他に回しております。

それから、司法試験との関係。これは非常に難しい問題で、私もよくわからないのです。早稲田のクリニック科目は、文科省の時間計算などおり、90時間で2単位なんですよ。時間は、予習、法律相談、それから復習に合計90時間を費やす。タイムシートを書いてもらっていますので、大体学生は90時間をこのクリニックに使っております。ところが、これが必ず司法試験に結びつくような形で生かされているかどうかは、学生の間でかなり疑問があるといふことです。ただ、今年の民事の司法試験の問題は、たまたまクリニックを取り上げた相続開始後の賃貸不動産の賃料をどうするかというようなことでした。あれを見

て、たまたまですが、やっぱりクリニックも結構司法試験に役に立つんだと思いまして。しかし、一般的には早く司法試験に受かりたい人は、リーガル・クリニック、臨床教育を敬遠するという傾向は否定できません。これをどうするかということが課題であります。私は、よくわかりません。

司会 ありがとうございます。日本の

臨床教育についての議論が続いたところで、今度は第2の柱に移りまして、先ほどシャー先生に紹介いただいたウォーリック大学のクリニック・プログラムについて、もう少し詳しい話をシャー先生からお伺いしたいと思います。

ムに参加したいのであれば、学生はまずルールを理解しなければなりません。その上で、さらに2つの科目を履修することができます。1つは、LP 2、リーガル・プラクティス2です。これは半期の科目でLP 1の継続として第2年次の第2期あるいは第3期に履修できました。それからもう1つは、第3年次、つまり法学部の最終学年のLP 3、リーガル・プラクティス3であり、これは選択科目でした。LP 1を受けた人がLP 3を取ることができ、LP 3ではリサーチを行います。学生自身が法実務で見たこと、聞いたこと、あるいは臨床科目で経験をしたことをテーマとして深く研究するのがLP 3です。以上の3つの科目がありました。

この3つをすべて組み合わせることによりまして、臨床プログラムでの実務に關して省察を加え、さらに同時に研究もできる内容になっていました。また、この臨床プログラムは、特定のテーマに限られるのでなく、一般的なものでした。さちに2つのクリニックをコペンハーゲンなどでも始めました。これらはすべて特定の分野に限らないクリニックで、どの科にも限定しない一般病院と同じです。

しかし、クリニックには一般に、学生は家事事件と刑事事件は扱わないというルールがありました。絶対ではなかったんですねけれども、めったに家事事件、刑事案件を扱うことはありませんでした。その理由は、これらの事件には緊急性があるということです。家事事件であれば、例えば暴力と直ちに取り組む必要があることが多いわけで、クリニックの学生はそのような事件を扱う用意ができていませんということです

た。また、刑事案件に關しましても、しばしば翌日裁判所に行かなければいけないというような緊急性があるわけですから、それは学生には無理だということでした。ただ、2回か3回ほど学生が受け持つたことがありますけれども、それは非常に稀なことは第3期に履修できました。それからもう1つは、第3年次、つまり法学部の最終学年のLP 3、リーガル・プラクティス3であり、これは選択科目でした。LP 1を受けた人がLP 3を取ることができ、LP 3ではリサーチを行います。学生自身が法実

務で見たこと、聞いたこと、あるいは臨床科目で経験をしたことをテーマとして深く研究するのがLP 3です。以上の3つの科目がありました。

そういうサービスに携わっている法律家の邪魔をして、地元の同業者の職を奪いたくなかったというのも理由の1つです。われわれがやっていることについて、関心をもってもらいたい、協力をしてもらいたいとは思いましたが、仕事の奪い合いはしたくなかったのです。それでも、刑事案件と家事事件以外にも事件は十分にありましたので、臨床教育用のケースに困ることはありませんでした。

しかし、依頼者と学生との関係づくりは、臨床法学の中で必要な動議付けであります。なぜかというと、依頼者はすぐ学生の頭越しに教師である私のほうを見てしまつて、依頼者と学生の関係が壊れてしまうかもしれません。でも、弁護士だってそうです。

つまり、私がいつも面接に出席しなくてはならぬということがすぐわかりました。なぜかというと、依頼者はすぐ学生の頭越しに教師である私のほうを見てしまつて、依頼者と学生の関係が壊れてしまうかもしれません。でも、弁護士だってそうです。

私はロード・センターにいて、面談が終わ

った後、学生に私のところに報告に来るようになきました。その後、報告は次の朝で可能限り同じように渡っていたつもりです。

ウォーリック大学の臨床法プログラムを始めたばかりの頃、教える側として学生が一体何を言ってしまうだろうかとひやりとしておりまして、そこで私は、すべての聴き取りに同席し、またすべての会議に出席しました。けれどもしばらくして、こういうことをすると依頼者と学生との関係が壊れてしまうということがすぐわかりました。なぜかというと、依頼者はすぐ学生の頭越しに教師である私のほうを見てしまつて、依頼者と学生の関係が壊れてしまうかもしれません。でも、弁護士だってそうです。

つまり、私がいつも面接に出席しなくてはならぬということがすぐわかりました。なぜかというと、依頼者はすぐ学生の頭越しに教師である私のほうを見てしまつて、依頼者と学生の関係が壊れてしまうかもしれません。でも、弁護士だってそうです。

しかし、依頼者と学生との関係づくりは、臨床法学の中で必要な動議付けであります。なぜかというと、依頼者はすぐ学生の頭越しに教師である私のほうを見てしまつて、依頼者と学生の関係が壊れてしまうかもしれません。でも、弁護士だってそうです。

私はロード・センターにいて、面談が終わ

った後、学生に私のところに報告に来るようになきました。その後、報告は次の朝で可能限り同じように渡っていたつもりです。

私はロード・センターにいて、面談が終わ

ります。つまり、依頼者から聞き取りをしているとき、依頼者は関係のないことをすいぶん喋るということです。大体の法律家は、依頼者は放っておくといふらでも喋ってしまうと思うでしょう。私ははじめは依頼者は無駄な話が多いと思ったんですが、先ほどリサーチが大事ですと言いましたよね。だから、学生ではなくプロの弁護士が聞き取りをしている170の面談を記録いたしまして、どうやってクライアントやとりをするのか、どうやってケアを提供するのかというリサーチを行つたんです。

それで、170もの初回の面談、インタビューのビデオを見たところ、やっぱり関係がないこと、無駄なことをクライアントは喋っているなと思いました。そこであるときは、45分間喋り続けている女性の依頼者のビデオを教育に使い、クライアントの中には無駄なことをべらべら喋り続ける人がいるんだよと教えたことがあつたんです。でも、いつも1人だけ変わった学生というのはいるものです。教室の後ろのほうにいた男子学生がもう一回そのビデオを見たいと言いました。今度はゆっくりビデオを見せてほしいと。そこでもう一度見直してみると、もう私のほうが負けました。この女性のクライアントが45分間しゃべり続けたことの1つ1つには関連性があつたんです。そのときにはその関連性がわからなかつたんですか、別の質問に対しては関連性があり、3週間後、6週間後、あるいは何か別の事態が発生した場合に、絶対知つておかなければいけないことそのクライアントは喋っていました。ところが私には、私が考へている話を彼女の口から聞きたい、クライアントにこう

喋らせたいという思い込みがあつたんですね。そういう思い込みが外れていっていることを教えてくれたのが、後ろの席に座っていたその男子学生でした。そして、他に事件ももう一回見直しました。そうすると驚いたことに、確かにクライアントは脇線することもありますが、話していることの大半は実は無駄なことではなかつたのです。法律的に見て関連性はないと思うかもしれませんけれども、依頼者が何を必要としているかということを理解するために、その喋る内容すべてに関連性があるのです。ロイヤーは絶対賛成してくれないと私は、クライアントは無駄なことは一言も言いません。

司会 いかがでしようか。梶村先生、宮川先生のほうから、ウォーリック大学のプログラムについてご質問があろうかと思いますが、宮川先生、どうぞ。

宮川 意見といいますか、感想なんですかね。でも、科目が構造的に組み立てられています。専門知識を育てるかどうかとは関係ないでしょ。法律教育一般、臨床教育プログラムが法学教育一般に沿って意味のある教育方法であると考えられているのかなと思うのですが、いかがで

ています。でも、特に最後のLP3というのがリサーチに重点を置いているということが、学生に法実務がどういうものであるのかということを見せてほしいと。そこでもう一度見直してみると、もう私のほうが負けました。この女性のクライアントが45分間しゃべり続けたことの1つ1つには関連性があつたんです。そのときにはその関連性がわからなかつたんですか、別の質問に対しては関連性があり、3週間後、6週間後、あるいは何か別の事態が発生した場合に、絶対知つておかなければいけないことそのクライアントは喋っていました。最後の第3の柱、一般的に法学教育における研究者と実務家の協働作業をわれわれは

てこれは無駄なことだとは言つておりません。これ大事なことなんだよと言つております。しかし、私どもは全部聞いている時間はないよねということで、その場を收められるしかない。非常にいい指摘だと思います。それを教えてくれたのが、後ろの席に座っていたその男子学生でした。そして、他の事件ももう一回見直しました。そうすると驚いたことに、確かにクライアントは脇線することもありますが、話していることの大半は実は無駄なことではなかつたのです。法律的に見て関連性はないと思うかもしれませんけれども、依頼者が何を必要としているかということを理解するために、その喋る内容すべてに関連性があるのです。ロイヤーは絶対賛成してくれないと私は、クライアントは無駄なことは一言も言いません。

司会 いかがでしようか。梶村先生、宮川先生のほうから、ウォーリック大学のプログラムについてご質問があろうかと思いますが、宮川先生、どうぞ。

宮川 意見といいますか、感想なんですかね。でも、科目が構造的に組み立てられています。専門知識を育てるかどうかとは関係ないでしょ。法律教育一般、臨床教育プログラムが法学教育一般に沿って意味のある教育方法であると考えられているのかなと思うのですが、いかがで

ています。でも、特に最後のLP3というのがリサーチに重点を置いているということが、学生に法実務がどういうものであるのかということを見せてほしいと。そこでもう一度見直してみると、もう私のほうが負けました。この女性のクライアントが45分間しゃべり続けたことの1つ1つには関連性があつたんです。そのときにはその関連性がわからなかつたんですか、別の質問に対しては関連性があり、3週間後、6週間後、あるいは何か別の事態が発生した場合に、絶対知つておかなければいけないことそのクライアントは喋っていました。最後の、当事者がただと話す内容は決して無駄ではないんだということについて、私も全く同感です。決して学生に対し

てこれほどまでに思つておりません。なかには検察官になつた人もいます。それから少なくとも6~7人研究者になつた人があります。研究者になつた人の中でも、まず実務をやつた人もあります。実務をずっとやりたいということではなくて、研究者になる前に、1回実務をやつておこうといきたいのですが、このウォーリック大学のプログラムは、学部学生向けのプログラムですから、参加している学生のすべてが法律家志望というわけではないと思うのです。それにもかかわらず、学部での法学教育にこのような臨床教育のプログラムを導入されていることは、どのように理解したるよろしいのでしょうか。法律教育一般、つまり専門職を育てるかどうかとは関係なく、臨床教育プログラムが法学教育一般に沿って意味のある教育方法であると考えられているのかなと思うのですが、いかがで

ています。クリニカル・コースは、必ずしもロイヤーを育てるためだけのコースではなく、法律や法実務を理解してもらうためのコースという位置付けです。だから、ロイヤーのたたひとも何人かいたかと思います。この人たちにはその時の実務経験が役に立つたと思います。

司会 梶村先生はいかがですか。

梶村 私も、さすがに先進国イギリスのやり方は、きちんと理論的に整理をしながらやられているということについて、われわれもまだ始まって4~5年ですけれども、学ぶべき点がたくさんあると思いました。最後の、当事者がただと話す内容は決して無駄ではないんだということについて、私も全く同感です。決して学生に対し

てこれほどまでに思つておりません。なかには検察官になつた人もいます。それから少なくとも6~7人研究者になつた人があります。研究者になつた人の中でも、まず実務をやつた人もあります。実務をずっとやりたいということではなくて、研究者になる前に、1回実務をやつておこうといきたいのですが、このウォーリック大学のプログラムは、学部学生向けのプログラムですから、参加している学生のすべてが法律家志望というわけではないと思うのです。それにもかかわらず、学部での法学教育にこのような臨床教育のプログラムを導入されていることは、どのように理解したるよろしいのでしょうか。法律教育一般、つまり専門職を育てるかどうかとは関係なく、臨床教育プログラムが法学教育一般に沿って意味のある教育方法であると考えられているのかなと思うのですが、いかがで

ています。クリニカル・コースは、必ずしもロイヤーを育てるためだけのコースではなく、法律や法実務を理解してもらうためのコースという位置付けです。だから、ロイヤーのたたひとも何人かいたかと思います。この人たちにはその時の実務経験が役に立つたと思います。

～3人が自分の事務所を開いた人もいます。なかには検察官になつた人もいます。それから少し多くとも6~7人研究者になつた人あります。研究者になつた人の中でも、まず実務をやつた人もあります。実務をずっとやりたいということではなくて、研究者になる前に、1回実務をやつておこうといきたいのですが、このウォーリック大学のプログラムは、学部学生向けのプログラムですから、参加している学生のすべてが法律家志望というわけではないと思うのです。それにもかかわらず、学部での法学教育にこのような臨床教育のプログラムを導入されていることは、どのように理解したるよろしいのでしょうか。法律教育一般、つまり専門職を育てるかどうかとは関係なく、臨床教育プログラムが法学教育一般に沿って意味のある教育方法であると考えられているのかなと思うのですが、いかがで

ています。クリニカル・コースは、必ずしもロイヤーを育てるためだけのコースではなく、法律や法実務を理解してもらうためのコースという位置付けです。だから、ロイヤーのたたひとも何人かいたかと思います。この人たちにはその時の実務経験が役に立つたと思います。

判官になつたわけすけれども、その当時

うね。

の裁判官あるいは実務家の認識として、学者との間の関係についてよくこういう話を聞きました。学者の話を聞いてると、われわれ裁判官はまだ外國の制度も知らないし、法解釈についても未熟だから、大

きました。ところが、その後、10年経ち、20年経ち、裁判官の意識は変わってまいりました。どうしたことかというと、最近の学者の先生

の言うことってつまり全部われわれが勉強しちゃったことしか学者は言つてないじやないかということです。裁判官と違う学者のメリットと言えば、学者、研究者は大抵外國に留学していて、外国の制度に詳しいところぐらいだよな。しかし、裁判官だって10人のうち2人か3人はもう留学しているんですね。ですから、外國留学の点でも、法の解釈の問題でも、学者から勉強するところはないよなという話

が、ここ10年ぐらいの間に、ある意味では裁判官の常識になつたのですね。問題は、それは一体何を意味するかということです。

私たちが司法研修所に入った頃、例えばいろいろ私法学会とかそういうところに行つたときの議論で、おもしろい言葉を聞きました。というのは御用学者という言葉がありますよね。要するに、当時の都合のいいように、要するに氣に入ることばかりをやっている学者のことです。司法試験の委員になつたり、その他公的な審議委員になつたりするためには、おもしろそのほうが好都合だというのがおそらくあるんでしょ

うね。

しかし、当時は御用学者という言葉はいわば学者にとって一種の蔑みの言葉だったはずです。つまり、一流の学者ではないといふ評価がありました。けれども、最近は御用学者という言葉が聞かれなくなりました。最近そういうこと聞きますか。聞かないでしょ。なぜなら、多くの学者が御用学者になつてしまつたからです。つまり、

うね。

當時は御用学者がごく少数でした。しかし最近は、ほとんど御用学者になつてしまつたというのが私のほつきりした印象です。これについては反論があるでしょうから、当然反論してください。

それから、法科大学院制度は、それに輸をかけていろいろ問題があるということなんですね。というのは、民事でいえば、先ほど紙谷先生の話がありましたけれども、要件事実教育はいろいろ盛んにされ、学者の先生方は要件事実教育を知らないんですよ。学者は、要件事実教育を知らない

うね。

ものだから、実務家から勉強するのが精一杯で、到底今の学者は要件事実教育について批判する学力も能力もない。ほつきり言つて私はそう思います。これは相当学問にとって危機ではないか。あるいは大学の自治にも影響するのではないか。あるいは他の、いろいろ問題が生じてているのではないかという感じがしないでもあります。

司全 ありがとうございます。協働の方を議論する前に、研究者のあり方自体に対する、非常に厳しいご意見をいただきましたが、あまり時間もありませんので、どなたでも、梶村先生のご発言に対するコメントでもかまいませんし、別の課題でも結構ですので、それでは、紙谷先生どうぞ。

紙谷 私も要件事実教育について、ちよつ

てあります。要するに、問題は昔から自分で実践してきただけに問題点は自分で自覚しています。つまり、生の事件なんていふのは、要件事実だけで解決できるものじゃない。いろんな間接事実ができるものじゃない。いろんな間接事実が大事であつて、当事者は、少なくともそ

うで学者、研究者なんて言うなどいうのが、私の極めて刺激的な発言であります。司全 ありがとうございます。協働の方を議論する前に、研究者のあり方自体に対する、非常に厳しいご意見をいただきましたが、あまり時間もありませんので、どなたでも、梶村先生のご発言に対するコメントでもかまいませんし、別の課題でも結構ですので、それでは、紙谷先生どうぞ。

紙谷 私も要件事実教育について、ちよつと言つたかった。単純にいえば要件事実教育の問題は、訴訟手続について実体法学者が非常に鈍感だから起こつて、立証責任がどこにあるの

かというのをはつきりさせていない実体法の教え方に問題があるのではないかということです。私は授業のときに、訴訟というのはテニススピーカーで向こうのコートに入れ

うね。

たほうが勝ちだといつ仕組みになっているという単純な説明をします。そうしないと、学部の学生はなかなかわかりません。どちらが何を言うべきかという立証責任の問題は、やはり事件の決め手になると思うんです。そういう意味では、ごく当たり前のことをなぜそんなに大騒ぎして議論しているのだろうというのが、私の要件事実教育に

うね。

でも、たとえば訴訟で誰がどのような形で理論を援用するのかについて、今まで研究者が純然たからとすることがあるから、同じ分野の研究者しかも相手にしていいと思います。研究者が仲間内でしか話をせず、同じ分野の研究者しかも相手にしていいということが最大の問題であるということを、それから何か違つたことを言うこと

うね。

以上が、日本の実態を知らない外国法学者の私が思つてゐる要件事実と事実認定に関するコメントです。

紙谷 ありがとうございます。この論点で、さっきの話にちょっとだけ戻るのですが、宮川先生が社会貢献とクリニックの話をなさつたとき、変わつていくのではないかというふうに仰つたんですが、私はむしろ、先端の問題に取り組むこと、つまり普通のロー・ファームではできないような議論をすることも大学だからできるのではないかと思っておりま

す。例えば、私の念頭にありますのは、アメリカのコピー・ライトのチーム・エクステンション、期限延長法に関してかなりの研

究者たちが中心になって訴訟を起こしたということです。あらかじめはむしろ大学

論はある意味で現在の日本の実務家と研

究者との関係を示している1つの議論だろ

うと思います。

クリニックが中心になって、テスト・ケースというか、問題提起をすることもクリニックとして非常に大きな意味を持ってい

るのではないかと思います。そのために大

学の研究者が英知を集めて訴訟をつくって

いくということも重要ではないかと思います。そのようなクリニックのあり方を否定

しているわけではないということだけ付け

加えておきます。

宮川 横村先生の大変刺激的なコメントについて、1点だけ申し上げます。これは実務家と研究者の分離という問題ではなくて、特に裁判官に対する実務の弁護士の人たちが大変に批判的であるということをこの3年ほど外国人法クリニックをやって

る中で実感いたしました。それは特に外国人にかかる法律問題は、いろんな場面で国際法に関する事件が多いんですね。日本では国際法というのは、憲法が原点に

あって、そしてその次に来るのが国際法、

そしてその次に法律が来るわけで、国際法は法律よりも優越した法的効力がある。そ

れにもかかわらず、弁護士が国際法を援用

した議論をしても、裁判官は全く聞く耳を

持たない。その意味で裁判官たちにはより

チャレンジングであってほしいなと思いま

す。そして、チャレンジングであるとい

うのは、新しい法理論の発展、特に国際人権法、国際人権条約といった新しい法分野の

発展にチャレンジングであることが必要ではないかというふうに思いました。

司会 いろいろな話が出てきて、コーディネーターのコントロールの能力を超えてい

る気がするのですけれども、今行われた議

論活動をするような場をつくるべきだと思います。イギリスではまだ限定期で思

います。イギリスではまだ限定期で思

います。しかしながらカナダとイスラエルの医学校

では、初日を解剖学から始めるのではな

い

く、生きた患者さんと接することから始め

るのですね。そのときには当然医師の資格を持つ指導教員が立ち会います。皆さんが若い医学生であるとして想像してみてください。医学教育が死体から始まる場合と生きた患者さんで始まる場合とでは、いかに違うでしょうか。

ではロイヤーはどうでしょうか。法学教

育が既に他のローヤーによって結論の出された事件ではじまるのと、自分ヒテーブルをはさんで、生のクライアントがいたらどうでしょうか。臨床教育というのは、そこから自分で学ぶことができるのです。これ

は、良いロイヤーを育成する上で非常にすばらしい試みだと思います。ぜひ成功裡に進めていただければと思います。

司会 すばらしいご発言をいただいたと思

います。これだけいろいろな議論が出てお

いたんですけども、しかし同じ話し方で

は裁判員には通用しません。法律家ではない人々にはこれまでと同じ言葉では通じない。私のコメントがそのままではまるかわらないのですけれども、イギリスの裁判官の気持ちで見てみると、日本で

は法廷にいる弁護士が裁判員と裁判官の前で喋る再訓練が必要であり、それがとても重要だと思います。

司会 シャー先生、いかがですか。何かコメントございますか。最後ということにな

ると思いますが、

参加者 シャー先生のスピーチの中で、クリカル・エデュケーションが、最初は1970年代の貧困への対処から始まりつづけて多くの技術が抽出されて、今他の分野でもその技術が必要とされているのではないかということについて問題提起があり、大変刺激を受けました。

司会 質問ですけれども、確かに貧困問題への関心と、それから例えばビジネス法務への関心とは分かれていますが、かつ学生の中でもそれぞれの関心分野、あるいは志望分野が

分かれてくるわけですけれども、法律の理論的なことを勉強するのに並行して、なおかつ実際の依頼者、あるいは実際の社会がどうなっているかということを学ぶことの重要性は残っていると思います。そういう意味で、シャー先生が例えればクリフォード・チャンスでビジネス・ローをやっておられたなかで、クリニカル・エデュケーションで勉強する機会があると考えられる部分があるのか。それともあまり関係がないのか、コメントいただければと思います。

シャー ありがとうございます。私は、臨床の方は法律どの分野でも使えるし、とても役に立つと思います。

私は、1960年代と比べると今臨床法学教育のハート、目的が見失われているのではないかと思います。今仰った今日の貧困はどうなるのかという問題はとても大事だと思います。法的な権利保障が弱い人のために、考える必要があります。イングランドでは、今社会が急速に変化しておりまして、われわれが言うところのポスト・モダンの社会とでもいいましょうか、もはや福祉主義の終焉の時代なのです。そこで、もはや法律扶助は無償で提供するべきではないとか、福祉の中での法律扶助が必要ないとか、そういう話題が出ています。いずれにしましても、もはや無償の法律扶助はいるのではないかという傾向がイングランドでは強くなっているのです。

しかし、残念ながら、今でもやはりお金を使うことができない人々に対する配慮が必要です。この人々は、必ずしも社会の最底辺の人とは限りません。しかし、最底辺の上の人であって、弁護士費用を払うことができないという人々は同のサ

ポートもえられないことになります。それゆえ、無償の法律扶助はそういう人たちのためにも必要だと思います。世界のコモン・ローの諸国で法律扶助は今枯渇しつつあるのですけれども。

ただ、先生が仰ったとおり臨床法学教育

の場合はビジネス・ローでも、どの分野で

使うことは可能なんですか。

司会 他にご質問の方いらっしゃいますか。もしいらっしゃれば、最後にもうお一人ご質問いただいでもいいかと思います。

参加者 イギリスでは法学部3年を終りまして法律専門課程に進むというのが、イギリスの基本的なシステムであるというのですが、法学部を出ない学生も相当の者が1年間の集中トレーニングを経て法律専門課程に進むというシステムが機能しているというふうに聞いております。そういった人たちもロイヤーとして仕事をしているというふうに聞いております。私の質問は、こういった法学部を出ない人たちの割合というのは減っているのか、増えてい

るのかということが1つです。

それから、法学部を出ないで法律専門職課程に進んでロイヤーになった人たちとい

うのは、法学部を出てこの課程に進んだロ

イヤーたちと比べて質的あるいは能力的に違いがあるのかどうかという点についてお伺いできたらありがたいと思います。

司会 ありがとうございます。どうぞ、お二人からそれぞれコメントしていただきま

す。

シャー では私から始めましょうか。非常

に興味深い質問です。その答えは必ずしもはっきりとはしていません。私自身は最

初に法学部で学位を取りましたが、別の学

位を取りながらでもロイヤーになれるとい

う考え方は、非常に多いと思います。ただ、

できれば資格を取る前にもう少し法律にか

かわっていいなと思いました。

でももう1つ、さらに気になる点があ

ります。それは、法律専門職における人

口構成の問題です。要するに実際に法

律専門職に参入する人々のバックグラウ

ンドにかかわる問題です。といいます

か、やはり CPE (Common Professional

Examinations) という1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

コースに行くにも、あるいは法学部生で

イギリスの基本的なシステムであるとい

うことです、法学部を出ない学生も相当の

者は、やはり CPE (Common Professional

Examinations) といいう1年の集中的な転換

ます。

戒能 須綱先生、どうもありがとうございました。このワークショップは、科研費臨床法医学グループが主催され、これを臨床法医学教育研究所、法務研究科、そして比較法研究所が共催いたしました。私は比較法研究所の立場から閉会のご挨拶をさせていただきました。このワークショップの企画が決まりましたのは、昨日行われました比較法研究所の創立50周年記念式典の前であります。私がこのワークショップの代表としてイギリスに派遣されました。スピーカーをリクルートせよということで、私の親友でありますアプロム・シャー先生と相談しました。なぜ私がアプロム・シャー先生のところへ行つたかは、今日のお話でおわかりだと思いますが、シャー先生はイギリスにおけるクリニカル・エデュケーションの本当にパヨニアであり、理論家なんですね。

「存じだと思うんですが、イギリスといふのは、フルフォード裁判官が言わされましたように、そもそも大学において法医学が行わるようになりましたのは、むしろ非常に最近のことです。もどもとはロンドンにありますインズ・オブ・コートというパリスターの機関で、司法試験を受けに来る地方の人がそこに泊まりながら、先輩からいろいろなことを教わって、パリスターで、大学なんていらないのですね。今日は大学と実務、つまりインズ・オブ・コートとの関係については、先ほどシャー先生が仰ったように、それがイギリスにおいて大きく変わるのでですが、これは1980年代です。当時のいわゆる司法改革の時代の中で

らなければいけないということになって、そこで大学というのが法医学部を持っていましたので、実務界から大学に要請があった。これはわれわれの状況に非常に似ているわけですね。ですから、從来は大学と実務の関係は、イギリスではそれほど緊密ではありませんでした。このような事情から実務界から大学へ要請があつたということなのであります。

もう一つわが国と似ているところは、グローバリゼーションとか言いますけれど、ロイヤーを増やすなければいけないということになぜなつたかということですが、このことは、シャー先生の仰つたまさにソシオロジー・オブ・リーガル・プロフェッショナルの問題でもあるのです。我田引水ですが、まさに比較法医学の課題としても十分解明すべき問題だと思うんです。日本は、そういう背景のなかで司法制度改革審議会が法科大学院をつくろうという勧告しました

て、私がこのワークショップの代表としてイギリスに派遣されました。スピーカーをリクルートせよということで、私の親友でありますアプロム・シャー先生と相談しました。なぜ私がアプロム・シャー先生のところへ行つたかは、今日のお話でおわかりだと思いますが、シャー先生はイギリスにおけるクリニカル・エデュケーションの本当にパヨニアであり、理論家なんですね。

もう一つわが国と似ているところは、グローバリゼーションとか言いますけれど、ロイヤーを増やすなければいけないという理由が、やっぱり大学が法書養成、ことになぜなつたかということですが、このことは、シャー先生の仰つたまさにソシオロジー・オブ・リーガル・プロフェッショナルの問題でもあるのです。我田引水ですが、まさに比較法医学の課題としても十分解明すべき問題だと思うんです。日本は、そ

ういう背景のなかで司法制度改革審議会が法科大学院をつくろうという勧告しました

たように、そもそも大学において法医学が行わるようになりましたのは、むしろ非常に最近のことです。もどもとはロンドンにありますインズ・オブ・コートというパリスターの機関で、司法試験を受けに来る地方の人がそこに泊まりながら、先輩からいろいろなことを教わって、パリスターで、大学なんていらないのですね。私はその辺は非常に批判的なのですが、大学が望んで自らこちうものを作つるに考えてやつたというふうには必ずしも言えない。むしろ、そういう国家政策ができてきたので、それに乗つたということではないかと思います。つまり、内在的に大学の法医学教育のあり方とか、法医学部のあり方とか、司法試験予備校の問題とかいろいろな議論がありまして、大学自身がプラクティスのチャンピオンです。そのお二人がこのワークショップに来てくださつたということは、われわれにとって非常に光榮だったと思います。それと、昨日の比較法研究所の創立50周年式典でも言いましたが、必ずしもこれまで緊密でなかったイギリスの法医学界、司法界と日本の大学、あるいは日本

してそうであったわけでして、今私は、いろんな意味でちょっと立ち止まって考えたほうがないのではないかという時期に来ていると思っているのです。法科大学院ができてからの4年間というのは非常に短いです。ですから、從来は大学と実務の関係は、イギリスではそれほど緊密ではありませんでした。この4年間は大変な激動だったと思うんですね。梶村先生がみんな御用学者になつてしまつたということを言われて、ショックだと思うのですが、私はやっぱり法科大学院が大学につくられたというのが大事だと思った。これは皆さん仰つたのですが、やっぱり大学が法書養成、リーガル・プロフェッショナルの養成にかかる。ですから、大学がしっかりとしなれば、大学が大学でなかつたら、これは全然意味がないわけです。大学が大学であるというのはどういうことか、また大学は現にそうなっているのかということが、おそらく梶村先生が仰りたかったことだと思うのですが、これが今日、一番根本的な問題になつているのではないかと思うわけです。

イギリスにおけるリーガル・プロフェッショナルのクリニカル・エデュケーションということが今日のメイン・テーマでございました。アプロム・シャー先生はソリシターであり、サー・アドリアン・フルフォード裁判官はパリスターであり、イギリスにおけるリーガル・プロフェッショナルの両陣営のチャンピオンです。そのお二人がこのワークショップに来てくださつたということは、われわれにとって非常に光榮だったと思います。それと、昨日の比較法研究所の創立50周年式典でも言いましたが、必ずしもこれまで緊密でなかったイギリスの法医学界、司法界と日本の大学、あるいは日本

してそうであったわけでして、今私は、いろんな意味でちょっと立ち止まって考えたほうがないのではないかという時期に来ていると思っているのです。法科大学院ができてからの4年間というのは非常に短いです。しかし、これまで必ずしもその関係を実現できなかつたというのをこの50周年を機に大きく転換したいという願いを込めて、シャー先生とサー・アドリアン・フルフォードというような纏めて著名な裁判官に来つたくださいということができたことを非常にうれしく思つてゐるわけです。

フルフォード裁判官は、いろんな事情があつて、個人負担でこのワークショップに来つたっております。もちろん多分費用はイギリスの裁判所が出しているのだと想ひますので、イギリス政府・裁判所にもお礼を申し上げなければなりませんが、アドリアン・フルフォード裁判官は非常に忙しい日程の中、このワークショップと比較法研究所の式典のために来つたいたい

こと、非常にありがたく思つております。

実は、シャー先生のロンドン大学高等法研究所は創立60周年だというふうに伺いました。われわれの研究所よりも10年先輩なのですが、私は、比較法研究所の所長として、法科大学院ができたのを契機に比較法研究所に1つのプロジェクトを立ち上げました。それは今日ここにいらっしゃる上柳敏郎先生をキャップにして、理論と実務の協働というテーマでプロジェクトを立ち上げまして、既に数回講演会などをやっております。今上柳先生を中心に、浜辺陽一郎先生にも協力していただいて、司法改革というテーマで最新の動向を比較法

研究所のホーム・ページにアップするための作業をしております。これもやはり大学であってはじめてできることだと思っております。比較法研究所が今までやってこなかつた領域、まさに弱者に対するクリニックというリーガル・クリニックの理念に立ち戻りたいと思っております。先ほど紙谷先生が触れられましたことですが、シャー先生の話によれば、こういった理念は、イギリスではポスト・モダン・ソサエティの状況の中で極めて希薄になりつつあるということですが、われわれはやはりこの原点に立ち戻りたい。サヴィニーというドイツの法学者は、「法律家は民衆の口になれ」と言つたそうですが、やはりそれがわれわれの原点ではないかと思います。法科大学院はやはりそれを理念としてつくられたというふうに私は思いたいし、そのためにわれわれは大学に法科大学院をつくったんだという確信を持って、次の比較法研究所の50年、早稲田大学の50年、そして何と言つても早稲田大学法務研究科の50年を目指したいと思います。これをご挨拶とさせていただきたいと思います。

司会 それでは、これをもちまして本日のワークショップを終わりたいと思います。

最後にもう一度イギリスから来ていたいだしたシャー先生ヒルフォード裁判官に大きな拍手をさせて頂き、閉会にさせていただきます。みなさま長時間どうもありがとうございました。

セミナー1

新しい法曹養成制度における司法修習の役割

—前期修習のない新司法研修所教育の限界をどのように補うか—

講師：松島洋